

区分・種別	県指定無形民俗文化財		
名称	あさくらはぎじんじゃのしまいとにわか 朝倉矢矧神社の獅子舞とにわか		
所在地	今治市朝倉北		
所有者		管理団体	矢矧獅子保存会
指定年月日	平成12年4月18日		
解説	<p>5月3日、矢矧神社の春季祭礼の際、境内で奉納される獅子舞とにわか狂言であり、にわかには掛け合いによる寸劇のようなものである。</p> <p>獅子舞は、今治・越智地方に伝承される獅子舞と同様の形態で、油単の中に10人程が入るムカデ系獅子で、<small>ゆたん</small> 拝み出し、<small>しきさんばんそう</small> 式三番叟、寝獅子、もちまき、三継獅子等の演目が伝承される。三継獅子では獅子児が御幣、紙吹雪、刀技、扇子技等の曲芸を披露する。</p> <p>にわかには獅子舞奉納の途中に上演される。特別に舞台を設営するのではなく、社殿前の広場で周囲を観客に囲まれる形で演じられる。夫婦獅子の舞いの後、その油単の中から役者が登場して、2～3名による掛合狂言で落ちをつけて終わり、また、油単の中に消えて行くという形式をとっている。最近では3題ほど上演している。獅子舞とにわかには一体化しており、獅子の油単が舞台の引き幕の役割をしている。</p> <p>にわかには演目は、古老の知る限り、時代物(歌舞伎名場面の物真似主体)、現代物(世情風刺を主体としたもの)あわせて10題ほどが語り継がれていたという。近年は、時代物としては「白井権八」、現代物として「医者と坊主」「身代わり地蔵」がよく上演される。また時事問題に題材をとった新作を創作し、演出することもある。</p> <p>獅子舞の起源については、今治・越智地区の獅子舞と同様で、伊勢の代々神楽の流れを汲むものと考えられる。にわかには、当地では約200年くらい前からという伝承があるが明確な資料があるわけではない。松山あたりでは明治以降営業一座のにわか狂言が上演されたといわれるが、当地周辺ではそれも不明である。</p> <p>なお、市内下朝倉の<small>たきじんじゃ</small>多伎神社でも上演されていたというが、現在では県内に残存する唯一のにわか芸である。</p>		

